

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第7回 2016年3月



増值税改革最終章 — 適用対象業種の更なる拡大と増值税への全面的な切り替え

本アラートの分析対象法規：

李克強首相は、2016年3月5日開幕の第12回期全国人民代表大会第4回全体会議冒頭で政府活動報告を行い、「2016年5月1日から不動産業、建設業、金融業、保険業、生活サービス業に対して増值税改革を実施する」と発表。

背景

第12回全国人民代表大会第4回全体会議が2016年3月5日開幕した。李克強首相は、会議の冒頭で政府活動報告を行い、「2016年は全業種に増值税改革を徹底するため、5月1日から、不動産業、建設業、金融業、保険業、生活サービス業（医療業、ホテル業、飲食業、娯楽業）の重要な業種に対して増值税改革のパイロットプログラムを全面的に拡大する」と発表した。

増值税改革は、「財税体制改革の深化」を進めるうえで重要な構成要素である。今回、政府活動報告で主要任務が示されたことから、「第12次5ヵ年計画」で目標とされた「營改增」すなわち営業税から増值税へ移行することが確実になった。今後、すべての企業に対して、物品の販売及び輸入、サービスの提供及び輸入に、増值税が適用されることになる。そのため、営業税は租税の表舞台から姿を消すことになる。

中国の増值税改革が全面的に実現した場合、増值税、又は増值税に類似した税目を執行する160か国以上の国々の中でも、中国は増值税の課税対象業種が最も広範な国となる。中国の増值税の仕組みは、グローバル展開している増值税体系と比べ特徴的である。例えば、金融業に対する増值税の適用範囲はすべての金融サービス（受取利息を含む）まで含まれており、また、不動産業に対するそれは、B2B（企業間取引）及びB2C（企業と消費者間の取引）に限定されず、C2C（消費者間の取引）まで含まれている。このような増值税体系は他の増值税実施国でも先例がない。このことから、中国の増值税改革が順調に移行した場合、他の国々は中国に倣って自国の増值税の適用範囲を拡大する可能性がある。

注目すべきは、増值税改革がマクロ経済に重要な影響を与える政策であることだ。中国の2015年度営業税収入を業種別に分析すると、不動産業は31.6%（6,104億元）、建設業は26.6%（5,136億元）、金融業は23.6%（4,561億元）であった。上述のデータから、今回の増值税適用対象業種の更なる拡大は、営業税から増值税へと移行改革を実施して以降の中国経済に最も大きな影響を及ぼすと見込まれる¹。

¹ 2016年1月29日財政部公布の2015年度財政収支状況。

中国国際金融有限公司(中国初の合資投資銀行)の報告書によると、すべての企業に対する営業税から増税への移行改革を実施した場合、増税改革によって負担が軽減される額は9,000億元(GDPの約0.4%)以上になると見込まれる。一般的な節税効果を除けば一部の業種の負担軽減額は他の業種より更に大きくなると見込まれる。一例を挙げると、不動産業及び建設業は11%の増税率(従来の5%と3%の営業税率が切り替わる)が適用されるため、不動産市場における価格設定、プロジェクトの収益力及び市場の購買意欲などに様々な影響が及ぶ可能性がある。

実行日

増税が未だ適用されていないいずれの業種も、2016年5月1日から増税改革パイロットプログラムの適用対象となる。しかしながら、国際慣例及び現在も増税改革の適用対象となっていない業種の複雑性をから考えると、改革を予定通り実行することは、企業にとっても、また税務局にとっても容易なことではないだろう。ただし、大多数の企業は、長期間の準備を経て重要な改革の実施に対応するため積極的に行動を行っている。また、このタイムスケジュールは、以前に公布した増税改革政策に規定の準備時間と基本的に一致している。

各業種に適用される増税税率

李克強首相の政府活動報告からは増税改革を実施していない残りの業種に適用される税率を明確にしていない。しかし、予想される税率はこれまでにも十分に議論されている。KPMGの政策策定の関係官庁との事前のコミュニケーションから、これら業種に適用される予定の増税率及び現行の営業税率を下表に掲載する。増税は差額(売上税額から仕入税額を引いて算出される)を基にして算定されるが、営業税は総額(売上税額のみ)を基にして算定されるため、新税率と現行税率を単純に比較することは意味が無いので留意されたい。

業種	増税予定税率	現行の営業税税率
建設業	11%	3%
不動産業	11%	5%
金融業及び保険業	6%	5%
生活サービス業 (飲食業、ホテル業、 その他サービス業)	6%	普通は5%、 特定の娯楽業は 3% - 20%の税率を適用

具体的な実施細則は追って公布される

李克強首相の政府活動報告によると、具体的な実施細則は近日中に公布される見込みである。KPMGは公布内容を別途チャイナタックスアラートで解説する予定である。

全国規模で同時実施

増税改革のパイロットプログラムは、改革初期に先ず上海で試行され、その後北京や他の省・市において展開した。改革後期は地域別・段階別展開の方法をとらず、新たに全国規模で同時展開させるモデルに変更し、増税改革プログラムを全ての対象業種にまで拡大させることにした。同時実施は、短期的には、全国的に業務展開させている大手企業グループにとって移行準備作業が増えるが、長期的には、変更モデルが従前のように、同一業種の企業でありながら一部の地域では増税を納付して一部の地域では営業税を納付する、という問題を解決した。

移行措置又は免除政策

李克強首相の政府活動報告は、増税改革が企業の税負担に及ぼす影響を抑制させることまで踏み込んだものである。実施細則では、とりわけ長期プロジェクト及び契約が多く見られる不動産業や建設業など、特定した業種を適用対象とした移行措置又は免除政策の有無に留意しなければならない。

KPMG の所見

KPMG は、增值税改革に関する政策立案者との意見交換から、事前に、改革内容の大枠を予測した。多くの企業は、增值税改革が実施されることを予想してきているため事前の対応準備を行っており、現時点における技術的な問題解決を図るため、具体的な実施細則の公布を期待している。ここでは、增值税改革に伴う財務上の重要な影響、ならびに関連する業界企業から検討、把握した主要な問題点の現状と対策は後に譲る。

不動産業及び建設業

今回の改革では、不動産業及び建設業が最も顕著に影響を受ける可能性の高い業界である。現在、中国の主要都市の不動産業の成長ペースは 5 年前、10 年前の成長のそれと大きく異なっている。李克強首相が同報告で特に強調したように、企業の新規不動産のすべてに適用される增值税控除の範囲は、経営上から購入された企業の新規不動産、不動産デベロッパー、不動産投資者には有利である。しかし、不動産デベロッパー及び不動産投資者の土地購入代金を仕入税額として控除できるか否かは、まだ不明確である。ただし李克強首相の説明から可能性は高いと読める。

10 の問題点－不動産業及び建設業

問題点
<ol style="list-style-type: none">企業は政府部門の入札・競売・公示制度(中文「招拍挂制度」)を通して土地使用権を取得する場合、仕入税額のみなし控除が可能になるか。中国国内又は海外の不動産企業の持分或いはその他の持分性投資を譲渡する場合、增值税を適用するか。信託資金の管理代行業者及び光熱水道料などの請求代行業者或いは不動産管理会社に対しどのようにして增值税を徴収するか。增值税改革前の既存のプロジェクト又はリース契約書についてどのような移行措置又は免除政策を適用するか。企業が不動産開発業務の前売りなどにより、仕入税額が発生する前に売上税額の納付義務も発生しないように、納税義務の発生時点を繰り下げることができるか。リース料の免除期間、フリー駐車スペース及び不動産所有者が享受するその他の優遇措置を「みなし販売」として扱うべきか。また、開発業者が請負業者に原材料や設備を提供する場合に「みなし販売」として取り扱う必要性があるか。不動産デベロッパーは、プロジェクトの開発初期(収入を取得する前に增值税一般納税人資格者として登録できるか。不動産の購入によって発生する仕入税額に対して年間の控除可能金額又は控除可能比率などの制限があるか。個人販売の中古不動産(個人消費者間の取引)は中古不動産の販売額に基づいて增值税を算定するか、それとも譲渡益に基づいて增值税を算定するか。

財務上の主要な影響—不動産業及び建設業

多くの不動産デベロッパー、不動産所有者、不動産ファンド、不動産投資者は税負担が重くなるのか、プロジェクトの建設コストが増加するのか、増税の施行前に不動産在庫を早期販売しなければならないのかなど、適用税率 11%の増税税率に疑問を投げかけている。この疑問に単純かつ明快な回答はない。しかし、財務モデルに対する主要な財務上の影響を評価及び分析することは必要である。重要な影響の要素は下記である。

- **既存の契約書条項** — サプライヤーが契約書を締結した後に増税を転嫁することができず、契約書の締結に対し比較的に低率(3%又は5%)な営業税率を価格設定基準としている場合、自らが税率 11%の増税を負担する可能性がある。
- **取引相手が増税一般納税人資格者であるか否か** — 物品販売の買手側又はリース業務の借入側が増税一般納税人資格者の場合、売手側又はリース業者が増税を転嫁することは比較的容易である。総じて、B2B モデルを利用した不動産取引(デパート、オフィスビル、工場、ホテル及び他のビジネス不動産プロジェクト)は、B2C 又は C2C のモデルを利用した住宅取引と比べ、政策の変動によって受ける不利益は低いためである。
- **土地価格がプロジェクト全体の価格に占める比率** — 政府部門は土地使用権を払い下げる場合、売上税を納付する必要性はないと見込んでいる。しかし、デベロッパーは土地使用権を購入する場合、土地使用権の価格に対しみなし仕入税が控除できることを期待する。そのため、デベロッパーが竣工プロジェクトを販売する場合、増税の実際負担額は、売上税から仕入税(不動産開発は土地部分はみなし仕入政策が適用されると期待)を控除して算出している。建設コスト及び材料費がプロジェクトの開発事業総額に占める比率は高ければ高いほど控除可能な仕入税額の割合も高まる。それは、原材料の仕入税率が 17%で、建設コストの仕入税率が 11%のためである。
- **販売モデル** — 竣工済みの不動産プロジェクト或いは不動産業者の持分の販売には異なる増税率が適用される可能性がある。
- **移行政策又は免除政策による影響** — 具体的に、実施細則は不動産デベロッパーが増税改革前に着工したプロジェクトに使用する材料に対し仕入税額控除ができず、プロジェクト販売に際して販売価格総額に対して 11%の増税を納付しなければならない状況に対応するためにも、移行政策又は免除政策の公布が待望されている。政府官庁はこれまで、デベロッパーによる簡易課税方式に基づいた税率 5% の増税の納付許可を検討してきたが、これは実施細則の公布によって明確化される。
- **企業の組織構成** — 多くのデベロッパーは特別目的事業体(「SPV」)を介して開発プロジェクトを運営させている。一括申告が実現できない場合、毎回、新規プロジェクトを開発する場合は可能な限り早期に仕入税額控除を可能にさせるため、SPV は速やかに増税の一般納税人資格者として登記しなければならないが、各デベロッパーは売上税額が発生する時点になってはじめて、仕入税額の経済的便益を享受することになる。中国は、一部の輸出対象の貨物及びサービスを除いて仕入税額の繰越・税還付制度(他の増税税制を実施する国と異なる)は実施されていない。このため、増税は、企業のキャッシュフローに顕著に、かつ長期的に影響を及ぼしている。SPV が開発プロジェクトを運営する場合、1つのプロジェクトで発生した仕入税額は、他のプロジェクトの売上税額から控除することができない。

金融業及び保険業

現在、世界中でアルゼンチンとイスラエルの 2カ国だけが金融受取利息を増税の課税対象にしている。今回、中国が金融業に対して、税率 6%の増税を適用することになれば国際的に注目されるだろう。中国が増税改革の前に受取利息に税率 5%の営業税を課してきたことが増税改革の基本になっている。注意すべきは、中国の主要銀行の銀行収益は、国外金融機関と異なり一般的な融資業務から得られて、複雑な金融商品から得たものではない。上記背景により、中国の現行税制及び法的環境の整備によって金融業に対しても、税率 6%の増税を適用できることになった。

10 の問題点 – 金融業及び保険業

問題点

1. 銀行間のコールローンに増税の免除は可能か。免除可能の場合に免除対象は中国国内の銀行間のコールローンに限定されるか、或いは、国内及び国外の銀行間のコールローンも含まれているか。
2. 増税の一般納税人資格者が借入資金に対する支払利息を仕入税額を控除できるか。控除不可の場合にその期間はいつまで継続するか。借入のために支払ったその他の費用は仕入税額控除できるか。発票の発行要求は緩和或いは取消になるか。
3. クロスボーダーローン(中国国内の銀行が海外の顧客に融資業務を行うこと)による受取利息に増税免除は可能か。同様に、国外からの貸付金(中国国内の顧客が国外銀行から借入を行うこと)について、増税の源泉徴収を行うべきか。
4. 顧客の利息支払義務の不履行により発生した貸倒に対して免除政策はあるか。
5. 金融商品への投資により取得する収益に対して増税免除は適用できるか、或いは一部の収益だけを対象にして増税を徴収するか。
6. 生命保険会社以外の保険会社は、賠償金支払の過程で購入した商品又はサービスに対して仕入税額を控除するが、保険契約者にこれらの商品又はサービスを提供する場合、売上税額を納付しないでよいか。
7. 下記の保険に対して増税免除の優遇措置が適用されるか。
 - a) 保険対象のリスクが中国国外にある場合(海外旅行保険或いは国際貨物輸送保険など)
 - b) 生命保険
 - c) 健康保険
8. 再保険業務に対して基本保険と同様な増税政策を適用するか。特に中国国外の再保険会社に再保険料を支払うケースを考慮すべきである。
9. 金融機関はどのようにして控除可能の仕入税額を区分するか。
10. 信託又はファンド商品に対して増税を適用できるか。商品ごとに独立の増税納税主体として登記する必要性はあるか。信託又はファンド商品が同一の委託先或いは管理機構に管理される場合個々に登記する必要性があるか。

財務上の主要な影響 – 金融業及び保険業

金融機関は、税率 5% の営業税から 6% の増税に移行することに税負担の大きな影響はない。理由は、金融機関が増税体系に移行した場合、費用の支払は仕入税額控除が可能になる。このため、金融機関は金利或いはサービス料の大きな変更を実施しないだろう。

また、実施細則の銀行間コールローンの利息と金融商品の投資収益の課税政策が期待されている。2つの項目は、増税免税が適用される模様であり、金融市場の監督・管理の一層の緩和と市場環境の日々複雑化する中で、変化に対応する実施細則が注目される。

多数の企業は商業ローン支払利息が仕入税額控除できることを望んでいる。ただし、以前に政府関係者とのコミュニケーションから現時点で、支払利息の仕入税額控除は無しと予測されていたため、税率 6%の増税は融資に際して実際原価に盛り込まれることになる。

保険業も税率 5%の営業税から 6%の増税へ移行することに税負担の大きな影響はない。理由は上述の金融機関と同様、増税体系に移行した場合、費用の支払いは仕入税額控除が可能になる。注意すべきは、中国は、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカなどの諸国と異なり保険業の増税政策は、「単純な」システムに構築されていない。これは、保険業の増税政策法規に、保険会社の現金による賠償金給付に対し、仕入税額控除ができない規定が予測されている。なお、生命保険は増税免除になる可能性がある。

生活サービス業

飲食業の増税改革で重要な要素は、現在、飲食業の一部企業は増税が適用され、他の一部企業は営業税が適用されている矛盾が存在している点である。主要業務が食品をテイクアウト販売の業者は増税が適用されるが、主要業務がレストランサービスを提供する業者は、間もなく取り消される営業税が適用されている。飲食業は増税改革した後に新たな試みが迫られることとなる。すなわち、食品販売(テイクアウト販売)は 17%の増税を納付する必要があり、顧客がイートインの場合、税率 6%の増税納付で済んでしまう。このため、食品の提供若しくはサービスの提供(サービスには商品販売も含まれる)をいかに区分するか、それが新たな焦点となる。

ホテル業は税率 6%の増税が適用される。これにより、多くのホテルは主要サービス(宿泊、コンファレンス、イベント、F&B)に税率 6%の増税が適用される。ただし、法律面では、社員の出張で発生する宿泊費及び F&B 費用に対して、仕入税額の控除ができるか否かは、明確に規定する必要がある。

ホテル業が直面する大きなチャレンジは、コンファレンス又はイベントのセット価格(顧客の発票受領の請求管理を含む)をいかに合理的に区分するかである。コンファレンス又はイベントのセット価格は、F&B 及び宿泊費用が含まれる場合が多い。

医療業は、実施細則において公立病院及びその他の医療サービス業者が提供する医療サービスは増税の免税優遇措置が享受できると見込まれている。同様に、免税優遇措置は民営病院に適用されるか否か、及び増税免税対象の「医療サービス」の具体的な範囲の問題は興味深い。例えば、増税免税対象は、B2B 医療サービスだけでなく、B2C 医療サービスにも適用されるかである。KPMG 中国は「医療業の増税改革への展望」という刊行物を発行し、医療業の増税改革の課題に対し詳細に分析した。関連の情報は下記のリンクをクリックして閲覧ください。

<http://www.kpmg.com/CN/zh/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Pages/vat-healthcare-sector-in-china.aspx>

10 の問題点—生活サービス業

問題点
<ol style="list-style-type: none">1. 増価税一般納税人資格者の飲食サービス費用(ビジネス・ランチなど)の仕入税額控除は適用されるか。2. ビジネス出張の宿泊費用に仕入税額の控除は適用されるか。控除可能の場合、顧客はホテル予約及び支払に際して、会社名称を書き込む必要性があるか。3. 客室のグレードアップ、朝食「無料」、Wi-Fi、奨励プランで提供する優遇(「無料」での宿泊)など「無料」で顧客に提供するサービスに対し、見なし販売として課税されるか。4. 食品販売(増価税率 17%)と、レストランサービス(増価税率 6%)をどのように区分するか。5. ホテルはコンファレンス料金の飲食サービス費用とそれ以外のイベントに関する費用の区分を要求するか。同じく、ホテルに対し 1 件の宿泊費用(朝食を含む)の宿泊料金と飲食サービス料金の区分を要求するか。6. 多くのホテルは外部に対する宣伝に増価税を含む価格を使用するか、または増価税を含まない価格を使用するか。7. 長期滞在型のホテル宿泊に 6% の増価税率を適用するか、或いは 11% の増価税率を適用するか。同じくいかにサービスアパートメントの税務処理を判断するか。つまり、ホテルサービス(6%)に類似するサービスと見なすか、或いは住宅リース(11%)に類似するサービスと見なすか。8. 飲食業は購入する農産品に対し、仕入税額を算出して控除する方法が適用されるか。9. 中国国内の企業が海外本社に提供する「マーケティング」及び「購買」サービスは、増価税の免税優遇措置を適用するか。10. 娯楽サービス業者は増価税専用発票を発行することができるか。

財務上の主要な影響—生活サービス業

生活サービス業のホテル業及び飲食業は、以前の予測でも税率 6% の増価税が適用される。企業収入の適用税率は、5% の営業税から 6% の増価税に移行するが、企業は、貨物又はサービスの購買コストの仕入税額を控除できるため、全体的には税負担は軽減されるだろう。なお、全体的な税負担の軽減を図るために直面する問題は、サプライヤーからどうしたら増価税専用発票が入手できるかである。とりわけ小規模納税者と現金取引で食材仕入れを行っている飲食業に集中している。

他業種への影響(既に増価税適用対象となった業界)

増価税改革の完成とは、中国で以前から共存する増価税と営業税という間接税の仕組みを、単一の増価税体系に一本化されることである。

- 既存の増価税の一般納税人資格者は、増価税改革の適用対象となる新たな業界から提供されるサービスに対し仕入税額を控除できるようになる。

- 増增值税の一般納稅人資格者となる新規の企業は、購入した或いは利用した物品またはサービスに伴う仕入税額を控除できるようになる。

今回の増增值税改革の広範な影響を従来の製造業、卸売業、小売業を例えて説明する。増增值税改革を実施する以前では、宣伝又は販売促進計画などのマーケット・プロモーション或いは購買サービスに対して、税率 5% の営業税が適用されてきた。しかし、今回は、これらのサービスは増增值税の徴収対象に盛り込まれた。企業は、合理的に調整を行うことで最終的に消費した貨物またはサービスの価格を低減させることもできる。もしできなければ、企業は、販売総額に基づき増增值税を算定しなければならなくなる（税制優遇を享受する場合を除く）。さらにまた、それが同一の取引であれば取引当事者双方は増增值税の納付を要することになる。

政府の税収に及ぼす影響

税収変化の中であまり注目されていない要素がある。それは増增值税体系の一本化により今後、発票チェーンが断裂しなくなることである。企業は、増增值税一般納稅人資格者から提供される貨物又はサービスを享受する場合、仕入税額を控除するためにサプライヤーから増增值税専用発票取得を確保しなければならないことになる。現金取引或いはグレーディーンの取引で影響を受けやすい業界は、増增值税専用発票の発行要求などのビジネス上のプレッシャーを受けるため、税務コンプライアンスは大幅に向かうだろう。このため、税収変化は実施初期の税金収入は減少する恐れがある。しかし、長期的には、全体的に税収入は増加して、脱税的な行為の減少が予測される。

新政策がカバーする業界の範囲

増增值税は多様な税率（6%、11% 及び 17% を含む）が共存しているため、適用税率の選定は特に注意しなければならない。

KPMG は以下の 3 つの原則を提示する。

1. サービスの性質が適用税率を決定する。例えば、或るサービスの提供者が「銀行」または「ホテル」或いは「デベロッパー」の場合、この名目上の定義だけで適用する税率を決定することができない。
2. 費用の名目だけで適用税率を決定することができない。適用税率は結局、サービスの性質によって決められる。例えば、「コンサルティング・サービス料」「アセット・マネジメント料」或いは「デベロッパーのインセンティブに関する費用」などの費用名目だけで適用する税率を確定することができない。
3. 多様な税率が共存する増增值税体系の実施にあたり適用税率の確定が困難であるという問題を避けられない。例えば、貨物商品を販売する場合、顧客の支払遅延を理由に利息を請求する可能性がある。しかし、当該受取利息に対して、税率 6% の増增值税（金融サービスと認定）を納付するのか、或いは税率 17% の増增值税（貨物販売価額以外の費用と認定）を納付するのか、このことをさらに検討しておかなければいけない。また、不動産業の場合、貸主は借主に不動産管理料を請求する可能性があるが、不動産管理料は税率 6% の増增值税（管理サービスと認定）を納付するのか、或いは税率 11% の増增值税（リース料以外の費用と認定）を納付するのか、このことも検討に値する論点となるだろう。これらの問題は通常、関連する契約書、発票及び現地の税務機関の処理方法に従って解決を図ることになる。

次なる対策

中国の増增值税改革の移行期間は国際慣例より遙かに短い。このため、多くのビジネス戦略上の意思決定は具体的な実施細則の公布を待つしかない。一方、企業は実施細則が公布される前に以下の準備を整えることができる。

- 政府活動報告に記載された情報と照合して、2016 年 5 月 1 日を実施日として、現在の増增值税改革の対応計画をレビューし、調整を行う。

- 政府活動報告に記載された情報と照合して、財務影響に関する分析モデルを審査し、更新しておく。KPMG が現時点に提供する予定税率表を基にして、増税改革後の初步的な価格決定方針を検討する。
- 増税改革が各業界からも注目されていることから、企業内部(特に情報技術システムの視点から)の注意を喚起して、十分なリソースならびに予算を確保した上、増税改革を順調に推進する。

KPMG は上述のとおり、具体的な実施細則が公布された後、タックスアラートを発表するとともに関連するサポートをご提供いたします。

Khoonming Ho Head of Tax, KPMG China Tel. +86 (10) 8508 7082 khoonming.ho@kpmg.com	Northern China	Michael Wong Tel. +86 (10) 8508 7085 michael.wong@kpmg.com	Henry Ngai Tel. +86 (21) 2212 3411 henry.ngai@kpmg.com	Joe Fu Tel. +86 (755) 2547 1138 joe.fu@kpmg.com	Barbara Forrest Tel. +852 2978 8941 barbara.forrest@kpmg.com
Beijing/Shenyang David Ling Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	David Ling Head of Tax, Northern Region Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Jessica Xie Tel. +86 (10) 8508 7540 jessica.xie@kpmg.com	Yasuhiro Otani Tel. +86 (21) 2212 3360 yasuhiro.otani@kpmg.com	Ricky Gu Tel. +86 (20) 3813 8620 ricky.gu@kpmg.com	Sandy Fung Tel. +852 2143 8821 sandy.fung@kpmg.com
Tianjin Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	Andy Chen Tel. +86 (10) 8508 7025 andy.m.chen@kpmg.com	Irene Yan Tel. +86 (10) 8508 7508 irene.yan@kpmg.com	Ruqiang Pan Tel. +86 (21) 2212 3118 ruqiang.pan@kpmg.com	Fiona He Tel. +86 (20) 3813 8623 fiona.he@kpmg.com	Stanley Ho Tel. +852 2826 7296 stanley.ho@kpmg.com
Qingdao Vincent Pang Tel. +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Yali Chen Tel. +86 (10) 8508 7571 yali.chen@kpmg.com	Sheila Zhang Tel. +86 (10) 8508 7507 sheila.zhang@kpmg.com	Wayne Tan Tel. +86 (28) 8673 3915 wayne.tan@kpmg.com	Angie Ho Tel. +86 (755) 2547 1276 angie.ho@kpmg.com	Charles Kinsley Tel. +852 2826 8070 charles.kinsley@kpmg.com
Shanghai/Nanjing Lewis Lu Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Milano Fang Tel. +86 (532) 8907 1724 milano.fang@kpmg.com	Tiansheng Zhang Tel. +86 (10) 8508 7526 tiansheng.zhang@kpmg.com	Rachel Tao Tel. +86 (21) 2212 3473 rachel.tao@kpmg.com	Cloris Li Tel. +86 (20) 3813 8829 cloris.li@kpmg.com	John Kondos Tel. +852 2685 7457 john.kondos@kpmg.com
Chengdu Anthony Chau Tel. +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	Tony Feng Tel. +86 (10) 8508 7531 tony.feng@kpmg.com	Tracy Zhang Tel. +86 (10) 8508 7509 tracy.h.zhang@kpmg.com	Janet Wang Tel. +86 (21) 2212 3302 janet.z.wang@kpmg.com	Jean Li Tel. +86 (755) 2547 1128 jean.j.li@kpmg.com	Kate Lai Tel. +852 2978 8942 kate.lai@kpmg.com
Hangzhou John Wang Tel. +86 (571) 2803 8088 john.wang@kpmg.com	John Gu Tel. +86 (10) 8508 7095 john.gu@kpmg.com	Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	John Wang Tel. +86 (21) 2212 3438 john.wang@kpmg.com	Kelly Liao Tel. +86 (20) 3813 8668 kelly.liao@kpmg.com	Jocelyn Lam Tel. +852 2685 7605 jocelyn.lam@kpmg.com
Guangzhou Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Naoko Hirasawa Tel. +86 (10) 8508 7054 naoko.hirasawa@kpmg.com	Josephine Jiang Tel. +86 (10) 8508 7511 josephine.jiang@kpmg.com	Anthony Chau Tel. +86 (21) 2212 3206 anthony.chau@kpmg.com	Mimi Wang Tel. +86 (21) 2212 3250 mimi.wang@kpmg.com	Alice Leung Tel. +852 2143 8711 alice.leung@kpmg.com
Fuzhou/Xiamen Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Henry Kim Tel. +86 (10) 8508 5000 henry.kim@kpmg.com	Cheng Chi Tel. +86 (21) 2212 3433 cheng.chi@kpmg.com	Henry Wong Tel. +86 (21) 2212 3380 henry.wong@kpmg.com	Jennifer Weng Tel. +86 (21) 2212 3431 jennifer.weng@kpmg.com	Steve Man Tel. +852 2978 8976 steve.man@kpmg.com
Shenzhen Eileen Sun Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Li Li Tel. +86 (10) 8508 7537 li.li@kpmg.com	Cheng Dong Tel. +86 (21) 2212 3410 cheng.dong@kpmg.com	Grace Xie Tel. +86 (21) 2212 3422 grace.xie@kpmg.com	Michelle Sun Tel. +86 (20) 3813 8615 michelle.sun@kpmg.com	Ivor Morris Tel. +852 2847 5092 ivor.morris@kpmg.com
Hong Kong Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com	Lisa Li Tel. +86 (10) 8508 7638 lisa.h.li@kpmg.com	Marianne Dong Tel. +86 (21) 2212 3436 marianne.dong@kpmg.com	Jie Xu Tel. +86 (21) 2212 3678 jie.xu@kpmg.com	Bin Yang Tel. +86 (20) 3813 8605 bin.yang@kpmg.com	Curtis Ng Tel. +852 2143 8709 curtis.ng@kpmg.com
	Thomas Li Tel. +86 (10) 8508 7574 thomas.li@kpmg.com	Alan Garcia Tel. +86 (21) 2212 3509 alan.garcia@kpmg.com	Robert Xu Tel. +86 (21) 2212 3124 robert.xu@kpmg.com	Lixin Zeng Tel. +86 (20) 3813 8812 lixin.zeng@kpmg.com	Benjamin Pong Tel. +852 2143 8525 benjamin.pong@kpmg.com
	Simon Liu Tel. +86 (10) 8508 7565 simon.liu@kpmg.com	Chris Ge Tel. +86 (21) 2212 3083 chris.ge@kpmg.com	William Zhang Tel. +86 (21) 2212 3415 william.zhang@kpmg.com	Hong Kong	Malcolm Prebble Tel. +852 2684 7472 malcolm.j.prebble@kpmg.com
	Paul Ma Tel. +86 (10) 8508 7076 paul.ma@kpmg.com	Chris Ho Tel. +86 (21) 2212 3406 chris.ho@kpmg.com	Hanson Zhou Tel. +86 (21) 2212 3318 hanson.zhou@kpmg.com	Ayesha M. Lau Head of Tax, Hong Kong Tel. +852 2826 7165 ayesha.lau@kpmg.com	Nicholas Rykers Tel. +852 2143 8595 nicholas.rykers@kpmg.com
	Alan O'Connor Tel. +86 (10) 8508 7521 alan.oconnor@kpmg.com	Dylan Jeng Tel. +86 (21) 2212 3080 dylan.jeng@kpmg.com	Michelle Zhou Tel. +86 (21) 2212 3458 michelle.b.zhou@kpmg.com	Yvette Chan Tel. +852 2847 5108 yvette.chan@kpmg.com	Murray Sarelius Tel. +852 3927 5671 murray.sarelius@kpmg.com
	Vincent Pang Tel. +86 (10) 8508 7516 +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Jason Jiang Tel. +86 (21) 2212 3527 jason.jt.jiang@kpmg.com	Southern China	Lu Chen Tel. +852 2143 8777 lu.l.chen@kpmg.com	Christopher Xing Tel. +852 2978 8965 christopher.xing@kpmg.com
	Shirley Shen Tel. +86 (10) 8508 7586 yinghua.shen@kpmg.com	Flame Jin Tel. +86 (21) 2212 3420 flame.jin@kpmg.com		Rebecca Chin Tel. +852 2978 8987 rebecca.chin@kpmg.com	John Timpany Tel. +852 2143 8790 john.timpany@kpmg.com
	State Shi Tel. +86 (10) 8508 7090 state.shi@kpmg.com	Sunny Leung Tel. +86 (21) 2212 3488 sunny.leung@kpmg.com	Penny Chen Tel. +1 (408) 367 6086 penny.chen@kpmg.com	Matthew Fenwick Tel. +852 2143 8761 matthew.fenwick@kpmg.com	Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com
	Joseph Tam Tel. +86 (10) 8508 7605 laiyu.tam@kpmg.com	Michael Li Tel. +86 (21) 2212 3463 michael.y.li@kpmg.com	Vivian Chen Tel. +86 (755) 2547 1198 vivian.w.chen@kpmg.com	Sam Fan Tel. +86 (755) 2547 1071 sam.kh.fan@kpmg.com	Adam Zhong Tel. +852 2685 7559 adam.zhong@kpmg.com